

## 2. 技術提案書の提出者選定のための評価基準

### 1) 評価基準

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト
		判断基準	
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格要件	技術部門登録 （様式－６） ①当該業務に関する部門（道路部門）の建設コンサルタント登録がある機関、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又はこれらと同等と認められる機関。 ②上記以外	① ５ ② ０
	業務実績	（様式－５） 平成１３年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務実績がある ② 類似業務実績がある ③ 上記以外 設計共同体については、実績がない者が含まれる場合は指名しない。 記載する業務は１件（設計共同体の場合はそれぞれの者について１件）とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１件につき１枚以内に記載する。	① １０ ② ５ ③ 指名しない
	な事故及び不誠実行為	参加表明者の実績として挙げた同種又は類似業務において再委託による業務、国土交通省発注業務のうち建設コンサルタント業務等（土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務）以外の業務及び業務成績が６０点未満（関東地方整備局発注業務において平成２０年６月１６日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については６５点未満、また、平成２１年２月１６日以降公示した予定価格が１００万円を超えて１，０００万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に１０分の７を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務の業務成績が６５点未満）の場合は指名しない。 設計共同体の場合は、上記に該当する者が含まれる場合は指名しない。 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、以下の措置を受けている期間である場合、下記の順位で評価を減ずる。 ①文書注意又は瑕疵修補請求 ②口頭注意 評価基準日は「参加表明書の提出期限日」とする。 設計共同体の場合は、最も減点が大きくなる者の評価値をその設計共同体の評価値とする。	① -５ ② -３

	<p>専門技術力</p>	<p>業務成績</p> <p>平成21年度から22年度末までに完了した業務のうち関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）の「土木関係建設コンサルタント業務」の平均業務成績を下記の順位で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 78点以上</li> <li>② 76点以上78点未満</li> <li>③ 74点以上76点未満</li> <li>④ 72点以上74点未満</li> <li>⑤ 70点以上72点未満</li> <li>⑥ 60点以上70点未満</li> <li>⑦ 60点未満</li> </ul> <p>なお、関東地方整備局発注業務（100万円を超える業務）の実績がない場合は、加点しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 30</li> <li>② 24</li> <li>③ 18</li> <li>④ 12</li> <li>⑤ 6</li> <li>⑥ 0</li> <li>⑦ 指名しない</li> </ul>
	<p>優良表彰</p>	<p>（様式-8）</p> <p>関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）で、平成21年度から22年度までに完了した業務のうち、優良業務表彰を受けた経験がある者又は良好な成績を複数回受けている者を下記の順位で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 優良業務表彰（局長）を受けた経験がある者。又は土木関係建設コンサルタント業務において80点以上の業務が5件以上ある者。</li> <li>② 優良業務表彰（事務所長）を受けた経験がある者。又は土木関係建設コンサルタント業務において80点以上の業務が3件以上5件未満ある者。</li> <li>③ コスト縮減優良業務表彰を受けた経験がある者。</li> </ul> <p>なお、表彰状の写しを必ず添付するものとし、添付がない場合は加点しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 5</li> <li>② 3</li> <li>③ 1</li> </ul>
<p>予定管理技術者の経験及び能力</p>	<p>資格要件</p> <p>技術者資格</p>	<p>（様式-2）</p> <p>技術者資格を下記の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 技術士 <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士：総合技術監理部門（建設部門関連科目）</li> <li>・技術士：建設部門で平成12年度以前の試験合格者</li> <li>・技術士：建設部門で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（建設部門）に4年以上従事している者。</li> </ul> </li> <li>② RCCM</li> <li>③ 博士（工学）</li> <li>④ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）</li> <li>⑤ 上記以外</li> </ul> <p>なお、当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 5</li> <li>② 3</li> <li>③ 5</li> <li>④ 3</li> <li>⑤ 指名しない</li> </ul>

業務経験	<p>業務成績</p> <p>(様式-2)(様式-3)</p> <p>平成13年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の項目で評価する。</p> <p>① 同種業務の実績を有する者。  ② 類似業務の実績を有する者。  ③ 同種業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者(※)。  ④ 類似業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者(※)。  ⑤ 道路に関する研究実績を有する者。  ⑥ 上記以外</p> <p>ただし、再委託による業務、照査技術者として従事した業務、国土交通省発注業務のうち建設コンサルタント業務等(土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務)以外の業務は除く。</p> <p>なお、実績として挙げた同種又は類似業務の技術者評点が60点未満(関東地方整備局発注業務で平成20年6月16日以降に公示し低入札価格調査を経て契約した業務で技術者評点が65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務の技術者評点が65点未満)の場合は指名しない。</p> <p>記載する業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。</p>	<p>① 10  ② 5  ③ 10  ④ 5  ⑤ 5  ⑥ 指名しない</p>
専門技術力	<p>業務成績</p> <p>平成19年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の平均技術者評点を下記の順位で評価する。なお、平均技術者評点はTECRIS評価点及び関東地方整備局保有の評価点による。</p> <p>① 78点以上  ② 76点以上78点未満  ③ 74点以上76点未満  ④ 72点以上74点未満  ⑤ 70点以上72点未満  ⑥ 60点以上70点未満  ⑦ 60点未満</p> <p>ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>関東地方整備局発注業務(平成20年10月1日以降に契約を締結した業務及び平成20年12月1日以降に完了した業務については100万円を超える業務、それ以外については500万円を超える業務)の実績がない場合、加点しない。</p> <p>平成19年度以降公示日までに完了した業務のうち、設計共同体での業務実績がある場合は、成績評定点を確認できる書類(委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し)を添付すること。(照査技術者として従事した業務を除く)</p>	<p>① 30  ② 24  ③ 18  ④ 12  ⑤ 6  ⑥ 0  ⑦ 指名しない</p>

		平成22年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）の技術者評点に60点未満がある場合は評価点を減ずる。 なお、職務上従事した立場は、管理・主任・担当技術者とする。	-5
	優良表彰	（様式-2）（様式-3） 関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）で、平成19年度から22年度までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者又は良好な成績を複数回受けている者を下記のとおり評価する。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 ①優秀技術者表彰又は優良業務表彰（コスト縮減優良業務表彰は除く）を受けた経験がある者。又は、土木関係建設コンサルタント業務において80点以上（技術者評価）の業務が2件以上ある者。 なお、表彰状の写しを必ず添付するものとし、添付がない場合は加点しない。	① 5
	専任性 手持ち業務量	（様式-2） 手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円以上または件数が10件以上の場合。または本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量（本業務及び特定後未契約のものを含む）が4億円以上または件数が10件以上は指名しない。 なお、手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円から2億円に、件数を10件から5件にするものとする。	数値化しない
予照査技術者の経験及び能力	資格要件 技術者資格	（様式-10） 下記いずれかの技術者資格を有すること ①技術士 ・技術士：総合技術監理部門（建設部門関連科目） ・技術士：建設部門で平成12年度以前の試験合格者 ・技術士：建設部門で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（建設部門）に4年以上従事している者。 ②RCCM ③土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級） 上記以外の場合は指名しない。 なお、当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。	数値化しない

業務経験	業務実績	<p>(様式-10)</p> <p>平成13年度以降公示日までに完了した下記のいずれかの業務実績を有すること</p> <p>①同種業務の実績を有する者。</p> <p>②類似業務の実績を有する者。</p> <p>ただし、再委託による業務、照査技術者として従事した業務、国土交通省発注業務のうち建設コンサルタント業務等(土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務)以外の業務は除く。</p> <p>上記以外の場合、及び実績として挙げた同種又は類似業務の技術者評点が60点未満(関東地方整備局発注業務で平成20年6月16日以降に公示し低入札価格調査を経て契約した業務で技術者評点が65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務の技術者評点が65点未満)の場合は指名しない。</p> <p>記載する業務は1件とする。</p>	数値化しない
専門技術力	業務成績	<p>平成19年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の平均技術者評点が60点未満である場合は指名しない。</p> <p>平成19年度以降公示日までに完了した業務のうち、設計共同体での業務実績がある場合は、成績評定点を確認できる書類(委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し)を添付すること。</p> <p>ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>なお、平成20年10月1日以降に契約を締結した業務及び平成20年12月1日以降に完了した業務については100万円を超える業務、それ以外については500万円を超える業務を評価の対象とする。</p>	数値化しない
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	<p>(様式-4)(様式-7)</p> <p>業務の分担について記載する。</p> <p>なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には指名しない。</p> <p>①業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。</p> <p>②設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。</p>	数値化しない

(※) マネジメントした実務経験とは、例えば以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

- ・ 国内におけるPM又はCMの管理技術者。但し、一般土木工事の設計又は施工管理を含むものに限る。
- ・ 建設コンサルタント登録規程(S52.4.15 付け建設省告示第717号)第3条の一に該当する「道路部門」の技術管理者。
- ・ 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1 付け建設省厚契第31号)第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員。

### 3. 技術提案書の特定のための評価基準

#### 1) 評価基準

評価項目	評価の着目点		技術点	
		判断基準	管理技術者	照査技術者
予定技術者の経験及び能力	資格要件	(様式-2) 技術者資格を下記の項目で評価する。 ①技術士 ・技術士：総合技術監理部門(建設部門関連科目) ・技術士：建設部門で平成12年度以前の試験合格者 ・技術士：建設部門で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門(建設部門)に4年以上従事している者。 ②RCCM ③博士(工学) ① 木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)	①6.7 ②3.4 ③6.7 ④3.4	① 3.3 ② 1.7 ③ - ④ 1.7
	業務経験	(様式-2)(様式-3) 平成13年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の項目で評価する。 ①同種業務の実績を有する者。 ②類似業務の実績を有する者。 ③同種業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。(※) ④類似業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。(※) ② 道路に関する研究実績を有する者。	①13.3 ②6.7 ③13.3 ④6.7 ⑤6.7	①6.7 ②3.4
	専門技術力	平成19年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の平均技術者評点を下記の順位で評価する。なお、平均技術者評点はTECRIS評価点及び関東地方整備局保有の評価点による。 ①78点以上 ②76点以上78点未満 ③74点以上76点未満 ④72点以上74点未満 ⑤70点以上72点未満 ⑥60点以上70点未満 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 なお、関東地方整備局発注業務(平成20年10月1日以降に契約を締結した業務及び平成20年12月1日以降に完了した業務については100万円を超える業務、それ以外については500万円を超える業務)がない場合、加点しない。 平成22年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の技術者評点に60点未満がある場合は評価点を減ずる。 なお、職務上従事した立場は、管理・主任・担当技術者とする。	①20.5 ②16.4 ③12.3 ④8.2 ⑤4.1 ⑥ 0	①11.5 ②9.2 ③6.9 ④4.6 ⑤2.3 ⑥ 0
		平成22年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の技術者評点に60点未満がある場合は評価点を減ずる。 なお、職務上従事した立場は、管理・主任・担当技術者とする。	-5	-

	優良表彰	<p>(様式-2)          関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）で、平成19年度から22年度までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験がある者又は良好な成績を複数回受けている者を下記のとおり評価する。          ただし、照査技術者として従事した業務は除く。          ①優秀技術者表彰又は優良業務表彰（コスト縮減優良業務表彰は除く）の経験がある者。又は土木関係建設コンサルタント業務において80点以上(技術者評価)の業務が2件以上ある者。          なお、表彰状の写しを必ず添付するものとし、添付がない場合は加点しない。</p>	① 3	-
--	------	---	-----	---

(※) マネジメントした実務経験とは、例えば以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

- ・ 国内におけるPM又はCMの管理技術者。但し、一般土木工事の設計又は施工管理を含むものに限る。
- ・ 建設コンサルタント登録規程(S52.4.15 付け建設省告示第717号)第3条の一に該当する「道路部門」の技術管理者。
- ・ 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1 付け建設省厚契第31号)第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員。

(2)実施方針など

評価項目	評価の着目点		技術点 管理技術者
		判断基準	
実施方針・ 実施フロー・ 工程計画 その他 (様式-15)	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	20
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	15
	工程計画	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。 工程計画は、3.7) 履行期間にある予定履行期間内で記載すること。 予定履行期間内でない場合は加点しない。	15
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	10
		なお、業務の目的の理解がされておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は、評価しない。	-

(3) 評価テーマ

評価項目	評価の着目点		技術点	
		判断基準	管理技術者	
評価テーマに関する技術提案 (様式-16)	評価テーマ 1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	40
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。	
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	
			業務の的確性に著しく欠ける場合は評価しない。	
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	35	
				提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。
				利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。
				提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。
				業務の実現性に著しく欠ける場合は評価しない。

様式-2

予定価格	24,570,000	(消費税抜き)
調査基準価格	18,850,000	(消費税抜き)
価格点の満点	30	

入札調書(総合評価落札方式)

1. 件名 圏央道茂原木更津間道路設計業務23G9  
 2. 所属事務所 千葉国道事務所  
 3. 入札日時 平成23年11月30日 10:00~

業者名	技術評価点の内訳				履行確実性度	技術評価点合計(A)	第1回			備考	摘要
	予定技術者の資格及び実績等	予定技術者の成績及び表彰	実施方針	評価テーマ			入札価格	価格評価点(B)	評価値(A)+(B)		
評価のウェイト	9.0	10.5	18.0	22.5			—	30	30		
(株)片平エンジニアリング	9.0	8.5	12.3	19.8	1.00	49.7	20,000,000	5.5799	55.3601	開札後に履行確実性に関する調査を実施し、平成23年12月5日付けで落札決定した。	落札
中央コンサルタンツ(株)	9.0	6.1	9.7	13.5	1.00	38.4	18,900,000	6.9230	45.3428		
(株)近代設計	9.0	5.9	8.7	12.0	1.00	35.8	20,500,000	4.9694	40.8392		
(株)ドーコン	9.0	8.0	6.0	5.7	1.00	28.7	24,000,000	0.6959	29.4359		
(株)道路建設コンサルタント	9.0	5.2	5.7	5.7	1.00	25.7	19,120,000	6.6544	32.4343		
(株)建設技術センター	9.0	5.7	1.6	4.5	1.00	20.9	21,000,000	4.3589	25.3190		
セントラルコンサルタント(株)							辞退				

※「技術評価点の内訳」に「履行確実性度」に係る係数を乗じた合計点数と技術評価点合計(A)点数は 端数処理のため、合致しない場合があります。

※技術評価点合計(A)点数+価格評価点(B)と評価値(A)+(B)は 端数処理のため、合致しない場合があります。

入札金額は、入札者が見積もった契約金額の105分の100に相当する金額である。